

可児市地域支え愛ポイント制度の流れ

ボランティア活動者

ボランティア活動者とは

- 個人単位となります。
- 団体は対象となりません。

① まずは登録をしてください（窓口：市社会福祉協議会）

- 窓口となる市社会福祉協議会で、説明を受け、「登録申請」をしてください。
- 受付窓口は市社会福祉協議会（可児市福祉センター内）です。

◆登録時の必要事項

1. 「可児市地域支え愛ポイント制度ボランティア登録申請書」の提出
2. 「地域支え愛ボランティア保険」の加入について
※登録者は、自動的に上記保険へ加入となります。
※保険料の自己負担はありません。

② ポイント手帳を受取ってください

- ポイント手帳を受け取ったら、まずお名前などを確認してください。
- 「地域支え愛ポイント手帳」は、年度ごとの発行となります。
- 紛失などには、充分注意してください。



③ ボランティア活動をして、ポイントシールをもらう

- 対象となるボランティア活動は、可児市から指定を受けた「ポイント付与機関」での活動に限定します。それ以外の活動については、対象となりません。
- 地域支え愛ボランティア活動1回につき、1ポイント（シール1枚）を付与します。
ただし、2時間以上の活動の場合は、2ポイント（シール2枚）を付与します。
※平成27年度からは、1時間未満の活動であっても、1ポイントが付与されます。
例 2時間未満の活動⇒1ポイント、2時間以上の活動⇒2ポイント
- 1日に付与されるポイントは、1つの付与機関での活動につき、2ポイントを上限とします。ただし、1日のうちに複数のポイント付与機関で活動された場合は、それぞれの付与機関から、上限2ポイントまでを付与してもらうことができます。
例 〇月〇日 「A付与機関」で30分活動（1ポイント）
+ 「B付与機関」で2時間30分活動（2ポイント）
= 1日にもらえるポイントは「3ポイント」
- 1年間に100ポイントまで貯めることができます
- ポイントシールの売買は固く禁じます。



④ ポイントを交換する。

- 1年間貯めていただいたポイントをK マネーに交換します。

1) 「可児市地域支え愛ポイント制度ポイント交換申出書」の提出

※申出書に記入・押印の上、「地域支え愛ポイント手帳」と一緒に、市社会福祉協議会へ提出します。

※各ポイント付与機関において取りまとめて提出される場合は、付与機関の代表者へご提出ください。

※ポイントは、K マネーへの交換だけではなく、「可児市ふるさと応援寄付金」または、「可児市社会福祉協議会事業」へ寄付することもできます。寄付を希望される方へは、別に「可児市地域支え愛ポイント制度ポイント寄付申出書」をお渡しします。

2) 市社会福祉協議会による申出書の受付、ポイントの確認

※K マネーは、10ポイント単位での交換となります。

※10ポイント未満の端数のポイントは、新年度へ繰り越しますので、全てのシールを手帳に貼って、提出してください。

3) K マネーの受け取り

※ポイント確認ができ次第、K マネーに交換します。

※繰り越したポイントは、新年度版のシールでお渡ししますので、新年度版ポイント手帳へ貼り付けてください。

※混雑時やポイント付与機関で取りまとめて提出された場合等、K マネーへの交換が翌日以降になる場合がありますので、ご了承ください。

- K マネーへの交換申出期間

※活動翌年度の4月1日～5月31日（ただし土、日、祝日を除きます）

⑤ その他

●ポイント手帳は、年度ごとに新しい手帳に切り替わります。ただし10ポイントに満たない場合は交換できませんので次年後も引き続き、その手帳を使ってください。

●ボランティア登録は、年度ごとの登録ではありません。最初に登録した情報を次年度以降も引き継ぎます。（登録後に変更があった場合は、お知らせください）

お問い合わせ先

【K マネー事業に関すること】

可児市役所地域振興課 電話：0574-62-1111 ホムパ°-ジ <http://www.city.kani.lg.jp/>

【地域支え愛ポイント制度に関すること】

可児市社会福祉協議会 電話：0574-62-1555 ホムパ°-ジ <http://www.kanishishakyo.or.jp/>

【K マネー協力店に関すること】

可児商工会議所 電話：0574-61-0011 ホムパ°-ジ <http://www.cci.kani.gifu.jp/>